

農薬の優先審査について

1. 背景

- 農薬の優先審査については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）において「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、（中略）他の農薬の審査に優先して行うように努める」とされている（新規登録の場合は法第3条第6項、変更登録の場合は法第7条第4項）。
- この優先審査の対象となる農薬が満たすべき条件（以下「優先審査基準」という。）については、「優先審査基準」（平成30年10月5日農業資材審議会農薬分科会決定）として当分科会において決定し、公表しているところ。
- 令和6年11月28日の農業資材審議会農薬分科会（第44回）において、法の施行状況について議論した際、優先審査については、「引き続き、優先審査の仕組みに基づき、適切かつ迅速に審査を実施するとともに、優先審査の要件について、病虫害防除の実態や現場ニーズを踏まえ、適時に見直しを実施。」としている。
- また、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、「防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。」としているところ。
令和7年7月25日の農業資材審議会農薬分科会（第47回）において、環境負荷低減に貢献する技術に関連する農薬も対象とするよう、優先審査基準を改正。

2. 優先審査基準に追加する事項（案）

昨今、農作物の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤（以下「植物成長調整剤」という。）の使用に係る生産現場のニーズが高まっている。しかしながら、現行の優先審査基準において、当該ニーズを踏まえて優先審査を行う対象は殺虫剤、殺菌剤及び除草剤などの病虫害の防除に用いる農薬のみであり、植物成長調整剤については優先審査対象とはなっていない。このため、別紙案のとおり、優先審査基準を改正し、植物成長調整剤も対象とすることとしてはどうか。

（参考）優先審査のプロセス

- ① 農薬登録又は変更登録を申請する際、優先審査を希望する者は、優先審査希望書及びその根拠（以下「優先理由」という。）を提出。

- ② 農林水産省は、優先理由から、優先審査基準を満たすかどうか判断。
- ③ 優先審査基準を満たす申請については、審査を担当する各府省において、優先的に審査。

(別紙案)

平成 30 年 10 月 5 日
農業資材審議会農薬分科会決定
令和 7 年 7 月 25 日一部改正
令和 8 年 月 日一部改正

優先審査基準

- 1 「農薬取締法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 53 号)による改正後の農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの」とは、以下のいずれかを満たすものとする。
 - 有効な防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制に係る有効な手段がないため(例えば、既登録農薬数が 0～1)、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されており、これら防除上の現場ニーズが高いこと
 - 新規の作用機作を持つこと
 - 環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること

- 2 法第 3 条第 6 項及び法第 7 条第 4 項で定める「適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いもの」とは、以下を指すものとする。
 - 適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する既登録の農薬と比較して、人畜や生活環境動植物への毒性が十分低いこと(例えば、無毒性量(NOEL)が 10 倍大きい)